

○神戸市指定障害児入所施設等の指定の基準等並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

平成24年12月21日

条例第56号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の9第3項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第21条の5の15第3項第1号の規定に基づき指定障害児入所施設等の指定の基準等を定め、及び法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(指定障害児入所施設等の指定の基準等に係る条例で定める者)

第2条 法第24条の9第3項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第21条の5の15第3項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。

2 前項の法人は、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第4条において同じ。）がその事業活動を支配するものであってはならない。

(指定入所支援に従事する従業者及びその員数に関する基準)

第3条 法第24条の12第1項に規定する条例で定める基準（同条第3項第1号に係るものに限る。）は、次条に定めるもののほか、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下「基準省令」という。）第1条第1号に定める基準に定めるところによる。

(管理者に関する基準)

第4条 基準省令第33条第1項（基準省令第57条において準用する場合を含む。）の規定に基づき置かれる管理者は、暴力団員等であってはならない。

(指定障害児入所施設等に係る居室及び病室の床面積その他指定障害児入所施

設等の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるものに関する基準)

第5条 法第24条の12第2項に規定する条例で定める指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準(同条第3項第2号に係るものに限る。)は、基準省令第1条第2号に定める基準に定めるところによる。

(指定障害児入所施設等の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるものに関する基準)

第6条 法第24条の12第2項に規定する条例で定める指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準(同条第3項第3号に係るものに限る。)は、次条に定めるもののほか、基準省令第1条第3号に定める基準に定めるところによる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 前条の規定に基づき基準省令第6条第1項(基準省令第57条において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、同項中「勤務体制」とあるのは、「勤務体制、サービスの提供に当たって利用申込者が支払うべき費用の内容(当該費用の算出根拠及び支払方法を含む。)」とする。

(法第24条の12第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第8条 法第24条の12第2項に規定する条例で定める指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準(同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、第10条に定めるもののほか、基準省令第1条第4号に定める基準に定めるところによる。

第9条 削除

(利用者の計画的な受入れ)

第10条 指定障害児入所施設等の設置者は、利用者の計画的な受入れに努めるとともに、日々のサービスの提供に必要な職員の配置に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（基準省令の附則等により特例が定められている場合の取扱い）

2 次に掲げる規定（以下「附則特例規定」という。）において基準省令の規定の特例が定められている場合においては、この条例の規定の適用により適用されることとなる基準省令の規定について、附則特例規定を準用する。ただし、この条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。

（１） 基準省令の附則の規定

（２） 基準省令の一部を改正する内容を含む厚生労働省令その他の省令の附則の規定

附 則（令和６年３月29日条例第55号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。